

査答申情第 8 6 号

令和 8 年 6 月 2 5 日

答 申

生駒市長 小紫 雅史 様

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会

会長 林 晃大

令和 6 年 8 月 3 0 日付け「生生第 2 7 9 号」で諮問のありました事案について
下記のとおり答申します。

記

審査会の結論

本件審査請求を棄却すべきである。

理 由

第 1 審査請求の趣旨

生駒市長が、審査請求人に対して令和 6 年 5 月 1 0 日付け「生生第 7 9 号」で
した決定を取り消し、開示する。

第 2 事案の概要

1 経緯

ア 審査請求人は、生駒市長(以下「市長」という。)に対し、個人情報の保護に

関する法律（平成１５年法律第５７号）第７６条第１項に基づいて「生駒市役所 生活支援課の職員らが、令和５年１０月３１日以降に旧審査請求人宅に赴いたことを示す（令和○年○月○日の○時頃に同課の職員の誰と誰が、旧審査請求人宅に出向き、そこで何をしたのか？といった事が全て記されている）もの（メモ書きその他のものを含む）全部」（以下「本件行政文書」という。）の開示を請求した（以下「本件開示請求」という。）。

イ 市長は、本件開示請求に対し、本件行政文書が存在しないとして開示しない決定（以下「本件処分」という。）をした。

ウ 審査請求人は、本件処分に対し、行政不服審査法（平成２６年法律第６８号）に基づいて、審査請求（以下「本件審査請求」という。）をした。

２ 前提事実等

生活保護受給者であった審査請求人は、令和５年１０月に生駒市を転出し、他市町村に転入をし、生活保護の受給資格は転入先の市町村に移管されている。本件開示請求は、令和５年１０月３１日以降の旧審査請求人宅に生駒市の生活保護担当職員が訪問した記録に関するものである。

第３ 当審査会の判断

当該対象行政文書が存在しないとする決定に対してする審査請求においては、審査請求人は当該対象行政文書が存在することを主張しなければならず、またその主張において当該対象行政文書が法令上の行政文書として作成又は取得され、かつ不存在とする決定がされた時に法令の定める実施機関が当該対象行政文書を保有していた事実を推認することができる事実を摘示する責任を負う。

これを本件についてみると、市長は、本件開示請求に対し、本件行政文書が存在しないと主張し、本件処分を行っているところ、審査請求人においては、上記事実を摘示していない。そうすると、本件行政文書が存在しないことを理由とした本

件処分に違法又は不当があるとする審査請求人の主張は採用することができない。

以上のとおりであるから当審査会は審査会の結論のとおり答申する。

第４ 審査会の審査経過

当審査会の審査経緯は、次のとおりである。

審査会の審査経過

年 月 日	処 理 内 容
令和６年９月２日	・ 市長からの諮問（生生第２７９号）を受けた。
令和６年９月２０日	・ 市長から弁明書の写しの提出を受けた。
令和７年４月２２日 （第１９３回審査会）	・ 審議を行った。
令和７年５月１３日 （第１９４回審査会）	・ 審議を行った。
令和７年６月３日 （第１９５回審査会）	・ 審議を行った。
令和７年７月１日 （第１９６回審査会）	・ 審議を行った。
令和８年１月２７日 （第２０７回審査会）	・ 審議を行った。
令和８年２月３日 （第２０８回審査会）	・ 審議を行った。
令和８年２月２４日 （第２０９回審査会）	・ 審議を行った。
令和８年３月２３日 （第２１０回審査会）	・ 審議を行った。
令和８年４月２１日 （第２１１回審査会）	・ 審議を行った。
令和８年５月１１日 （第２１２回審査会）	・ 審議を行った。

令和 8 年 6 月 1 0 日 (第 2 1 3 回 審 査 会)	・ 審 議 を 行 い、 答 申 を 決 定 し た。
---------------------------------------	-----------------------------

生駒市情報公開及び個人情報保護審査会委員名簿

(敬称略)

氏 名	所 属 等	備 考
はやし あき とも 林 晃 大	近畿大学	会 長
ふく つか か え 福 塚 圭 恵	弁護士	会長職務代理者
むら なか よう すけ 村 中 洋 介	近畿大学	
むら おか ゆう こ 村 岡 悠 子	弁護士	
むな かた こう へい 棟 形 康 平	大阪教育大学	令和 8 年 4 月から
かな たに しげ き 金 谷 重 樹	摂南大学	令和 8 年 3 月まで